

造林事業竣工調書（造林地現況調査票）の記載方法

最終改正 { 造林第 344号
昭和54年5月26日
森整第 41号
令和5年4月7日 }

第1 総括

- 1 造林事業竣工調書とは、森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金における作業内容を施行地別に実施内容等を記載する調査票及び調書であり、造林事業竣工調書（造林地現況調査票）（紙）（以下「竣工調書（調査票）」という。）及び竣工調書システムから作成（入出力）する竣工調書データ（以下「竣工調書データ」という。）を示す。
- 2 事業主体等は、竣工調書システム（申請者用）により竣工調書（調査票）及び竣工調書データを作成する。
作成にあたっては、該当する事業の項目に基づき調査のうえ記入するものとする。
また、竣工調書（調査票）については、件数面積を付し、竣工調書データと合わせて補助金交付申請書と同時に提出する。
- 3 検査員は、森林整備事業管理クラウドシステム（以下「システム」という。）に竣工調書データを取り込んだ後、竣工調書の各記入内容をチェックし、現地と異なる場合は竣工調書（調査票）に朱書きで書き添えとともに、竣工調書データをシステムで修正する。ただし、検査の結果、査定上調査内容を上回る場合はこの限りでない。
- 4 事業実施主体等は、竣工調書データを総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出するときは、原則として電子メールに添付して提出するものとする。なお、やむを得ず外部記録媒体（USB メモリー、CD、DVD、MO 他）により提出する場合は、総合振興局長等は北海道情報セキュリティ対策ガイドライン（平成17年12月27日総合政策部情報統計局長決定）に基づき適切に取り扱うものとする。
- 5 竣工調書（調査票）別の事業及び対応する事業内容並びに同竣工調書（調査票）を作成するために必要な主な関係図簿等は次のとおりである。
 - (1) 人工造林・樹下植栽等（甲）（カード01、02、03）
 - ① 該当する事業内容と事業の種類
人工造林（001）被害地造林（231、241）災害復旧造林（251）震災復旧造林（261）準備地拵（091）かき起こし等（421）樹下植栽（人工林タイプ）（811）樹下植栽（天然林タイプ）（411）
 - ② 主な関係図簿等
実測図、森林調査簿、森林経営計画書、特定間伐等促進計画、各事業計画及び実施計画、造林用苗木配布台帳、人工造林・樹下植栽等（乙）（カード06）、森林被害報告書等から記入する。
 - (2) 人工造林・樹下植栽等（乙）（カード06）
 - ① 該当する事業内容と事業の種類は(1)と同様
 - ② 主な関係図簿等
造林地に携行し、各項目を調査または検査し記入する。
 - (3) 下刈（カード50、51）
 - ① 該当する事業内容と事業の種類

下刈り (501、851)

② 主な関係図簿等

実測図、森林調査簿、森林経営計画書、特定間伐等促進計画、各事業計画及び実施計画等から記入する。

(4) 倒木起こし・枝打ち・除伐・保育間伐・間伐・更新伐・特殊地拵・付帯施設等整備
(鳥獣害防止施設等整備)・森林保全再生整備 (カード 61、62)

① 該当する事業内容と事業の種類

倒木起こし (201) 枝打ち (651、626、841) 除伐 (621、891) 保育間伐 (661、881)

間伐 (611、861) 更新伐 (831、121、131、441、451) 特殊地拵 (021、031)

鳥獣害防止施設等整備 (981) 森林保全再生整備 (931、941)

② 主な関係図簿等

実測図、森林調査簿、森林経営計画書、特定間伐等促進計画、各事業計画及び実施計画並びに事前計画、森林被害報告書等から記入する。

(5) 森林作業道 (カード 1、2-①)

① 該当する事業内容と事業の種類

(1)、(3)、(4)のいずれかの事業内容による施業と一体的に実施される事業

② 主な関係図簿等

(4)の②に準ずる。

6 本取扱いは一般民有林に限る。

第2 竣工調書（調査票）の作成及び記載方法

1 竣工調書（調査票）を別葉とする条件

次のいずれか一つが異なる場合に別葉とする。

- (1) 査定期
- (2) 事業の種類
- (3) 申請地域
- (4) 申請市町村
- (5) 申請番号（親番、枝番（人工造林、樹下植栽等に限る））
- (6) 申請方法
- (7) 属地市町村
- (8) 森林所有者（造林者）
- (9) 事業主体名
- (10) 事業の区分

2 申請番号

申請方法別に定められた範囲で、事業の種類ごとに森林所有者を単位として一連番号（親番4桁）を付し、施行地が複数となる場合は、申請番号を同じくして枝番で区分する。

なお、申請方法が市町村の場合にあっては、実行経費の把握のため可能な限り、契約物件単位で親番を採番すること。

3 調査員、申請者、森林所有者、検査員項目の記載方法

- ㉑ 調査年月日 事業主体において、調査（竣工の確認）を実施（完了）した年月日を記入する。
- ㉒、㉓ 調査員職氏名 調査員の職、氏名を記入する。
- ㉔、㉕ 施行地 事業施行地を地番まで記入する。
- ㉖～㉗ 森林所有者 森林所有者（分収造林の場合は造林者）の住所、氏名、電話番号を記入する。所有者名の記入は㉘所有者1を優先する。
- ㉘ 計画確認 林地外転用等の計画がないことの確認を行った相手を次に示すコードで記入する。
- 1：森林所有者
 - 2：森林組合
 - 3：市町村
 - 4：その他

現地検査員職氏名 検査員の職、氏名を記入する。

第3 共通項目の記載方法

各作業内容共通の項目の記載方法は次のとおりとする。

① 査定期

申請時期（回数）を記入する。

① 事業の種類

別紙「事業の種類コード」により該当コードを記入する。

申請

② 地域

補助金の交付を申請する総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）コードを記入する。（補助金の交付申請は、施行地の総合振興局長等に行う。）

③ 市町村

申請方法により下記のとおり記入する。

申請方法	記入方法	
1 森林組合	施行地の市町村で主として事業を実施する組合※	施行地の市町村コードを記入
	上記以外の組合	申請する組合の所在の市町村コードを記入
2 代理申請	施行地の市町村コードを記入	
3 市町村	申請する市町村等の所在の市町村コードを記入	
1～3以外	施行地の市町村コードを記入	

※別紙2を参照

④ 番号（親番）、④'（枝番）

ア 親番は実施計画及び事前計画等による番号とすること。

イ 1市町村単位に申請1件ごとに重複しない番号とすること。

ウ ③市町村と⑥属地市町村が異なる場合の親番は9,000番台とすること。

エ 枝番は01から使用することとし、同一森林所有者で2件以上となるときは、親番を同一とし枝番を02、03・・・と連番で使用する。

⑤ 方法

申請方法を次に示すコードにより記入する。

1：森林組合 森林組合長が申請するもの（“2”を除く）

2：代理申請 森林組合長が事業主体の委任を受けて申請するもの

3：市町村 市町村長が申請するもの

4：栄林会 栄林会支部長が栄林会員又は任意団体の委任を受けて申請するもの

5：森林整備法人等 森林整備法人、森林経営管理法に基づく民間事業者が申請するもの

6：道 道が申請するもの

7：任意団体 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「任意団体」という。）が委任を受けて申請するもの又は事業主体であるもの

8：計画策定者等 森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者（以下「計画策定者等」という。）が当該各計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき実施し申請するもの

9：森林所有者 “1”～“8”及び“0”に該当しない森林所有者が申請するもの

0：特定非営利活動法人 森林法施行令第11条第7号に規定する特定非営利活動法人（以下「特定法人」という。）が委任を受けて申請するもの又は事業主体であるもの

- ⑥ 属地（市町村）
施行地の市町村コードを記入する。
- ⑦ 森林所有者コード
森林所有者の森林所有者コードを記入する。
- ⑧ 事業主体名
事業主体の名称を正式名称で記入する。
- ⑨ 実施（代理申請）者コード
⑨事業主体（実施者）の対応するコードを記入する。
なお、森林組合が代理申請をした場合は、対応する森林組合のコードを記入する。
コード表は別に定める。
- ⑩ 入札方法
⑩事業主体が“4”（市町村）の場合は、その入札・契約種別を次に示すコードにより
記入する。
1：一般競争入札
2：条件付一般競争入札
3：公募型指名競争入札
4：指名競争入札
5：随意契約（見積もり合わせ）
6：随意契約（単独）
7：不落随契
8：その他の入札方式
9：直営
- ⑪ 消費税
消費税の確定申告における納税対応状況を次に示すコードにより記入する。
なお、特定収入割合が5%以下の公共法人等（地方公共団体の一般会計を除く。）にあ
っては、“1”、“2”、“3”のいずれかを選択すること。
1：課税事業者（個別対応方式における課税売上対応事業者を含む。）
2：一括比例配分方式対応の事業者
3：個別対応方式における共通売上対応の事業者
4：個別対応方式における非課税売上対応の事業者
5：簡易課税制度対応の事業者
6：免税事業者
7：特定収入割合が5%を超える公共法人等（地方公共団体の一般会計を除く。）
8：非事業者
9：地方公共団体の一般会計
- ⑫ （欠番）
- ⑬ 現地着手年月日
当該造林地の事業着手年月日を記入する。
例） 令和2年4月1日 → 20/4/1
- ⑭ 現地完了年月日
当該造林地の事業完了年月日を記入する。

例) 令和2年5月7日 → 20/5/7

⑮ 面積

当該造林地の実測面積をヘクタール単位で小数第2位（第3位以下切り捨て）まで記入する。ただし、侵入防止柵（電気柵を含む）にあっては、設置した区域の面積を記入する。

⑯ 森林の種類

当該造林地の森林の種類を別紙「森林の種類コード」により記入する。

⑰ 森林区分

公益的機能別施業森林について、次に示すコードにより記入する。

ただし、重複する場合はアルファベットを最優先し、次に数値の小さいコードを優先し記入する。

- 1: 水源涵養林
- 2: 山地災害防止林
- 3: 生活環境保全林
- 4: 保健・文化機能等維持林
- 5: 木材等生産林
- A: 水資源保全ゾーン
- B: 生物多様性ゾーン（水辺林）
- C: 生物多様性ゾーン（保護地域）
- D: 特に効率的な施業が可能な森林の区域

⑱ 事業の区分

①事業の種類を実施する事業を次に示すコードにより記入する。

なお、選択事業によっては、⑲予算種別、⑳繰越、㉑特定区分、㉒共生区分、㉓特造区分のいずれかの項目記入も必要となる。

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| 1: 特定森林再生事業 | 特定森林再生事業で行うもの |
| 2: 特定森林再生事業（公的） | 特定森林再生事業で市町村及び森林整備法人が森林緊急造成を行うもの |
| 3: 森林環境保全直接支援事業（公的） | 森林環境保全直接支援事業で分収方式により行うもの |
| 4: 森林環境保全直接支援事業 | 森林環境保全直接支援事業で行うもの |
| 5: 森林空間総合整備事業 | 森林空間総合整備事業で行うもの |
| 6: 絆の森整備事業 | 絆の森整備事業で行うもの |
| 8: 特定森林造成事業 | 特定森林造成事業で行うもの |

⑲ 予算種別

次の事業の場合は該当するコードを記入する。（該当しない場合は記入しない）

- 2: 令和4年度補正予算（防災・減災（山地災害））
- 3: 令和4年度補正予算（TPP等対策）
- 5: 森林基盤整備事業
- 6: 令和4年度補正予算（防災・減災（流域治水））
- 7: 令和4年度補正予算（防災・減災（集落保全））

⑳ 繰越

前年度からの繰越し事業の場合は、“K”を記入する。

㉑ 特定区分

特定森林再生事業を実施する場合は、実施する事業のタイプを次に示すコードにより記入する。

- 1：森林緊急造成
- 2：被害森林整備
- 3：重要インフラ施設周辺森林整備

②② 共生区分

森林空間総合整備事業又は絆の森整備事業を実施する場合は、実施する事業のタイプを次に示すコード（森林空間総合整備事業にあつては“A”～“B”、絆の森整備事業にあつては“1”～“4”）により記入する。

- A：森林環境教育促進整備
- B：森林健康促進整備
- 1：行政支援タイプ
- 2：市民主導タイプ
- 3：市民開放タイプ
- 4：野生生物共生林整備

②③ 特造区分

特定森林造成事業を実施する場合は、実施する事業のタイプを次に示すコードにより記入する。

- 1：特定林地改良
- 2：耕作放棄地等森林造成

②④ 流域治水

当該施行地が流域治水プロジェクトの連携事業に森林整備対象として位置づけられた森林の場合は、次に示すコードにより記入する。なお、①⑨予算種別の区分にかかわらず記入する。

- 6：流域治水1級河川
- 7：流域治水2級河川

②⑤ 重要インフラ

②①特定区分が“3”の場合は、当該施行地における区分を次に示すコードにより記入する。

- 1：鉄道系統施設周辺
- 2：送電系統施設周辺

②⑥ 事業主体

⑧事業主体名で記載した事業主体を次に示すコードにより記入する。

- 1：森林組合 森林組合の所有森林及び森林組合が森林所有者から経営や長期の施業一括委託を受け、森林経営計画等を作成し認定を受け（又は実施主体に位置づけられた者）事業を実施したもの
- 2：森林整備法人等 森林整備法人、森林経営管理法に基づく民間事業者が実施したもの
- 3：任意団体 森林法施行令第11条第8号に規定する団体が実施したもの
- 4：市町村 市町村が森林経営計画等を作成し認定を受け（又は実施主体に位置づけられたもの）事業を実施したもの
- 5：森林所有者 森林所有者が事業を実施したもの
- 6：計画策定者等（受託者） 森林所有者から経営や長期の施業一括委託を受け、森林経営計画等を作成し認定を受け（又は実施主体に位置づけられた者）、事業を実施したもの

- 7：計画策定者等（森林所有者） 森林経営計画等を作成し認定を受け（又は実施主体に位置づけられた者）、森林所有者が事業を実施したもの
- 8：協定締結者 市町村との間で施業の計画的実施に関する協定を締結した森林所有者
- 9：特定非営利活動法人 特定非営利活動法人が森林所有者と協定を締結し、事業を実施したもの

（注1）森林組合以外の者が、所有森林と他森林所有者から経営や長期の施業一括委託を受けた森林と一体的に森林経営計画を作成し認定を受け、事業を実施した場合は“6”とする。

⑳ 契 約

㉔事業主体の契約方法について、次に示すコードにより記入する。

なお、同一施行地で作業内容ごと（地拵えと植え付けなど）に契約方法が異なる（混在する）場合は、直営とすること。

- 1：直営（委託） 森林所有者から委託（森林の施業又は経営の委託及び事業委託）を受けたもので、事業を直営で実施するもの
- 2：請負（委託） 森林所有者から委託（森林の施業又は経営の委託及び事業委託）を受けたもので、業者等に事業を請け負わせて実施するもの
- 3：直営（所有林） 自己所有林を直営で実施するもの
- 4：請負（所有林） 自己所有林を業者等に請け負わせて実施するもの

㉕ 雇用形態

実際に施業を行った者の雇用形態について、次に示すコードにより記入する。ただし、殺そ剤散布（空中）の場合は“1”とする。

なお、同一施行地で雇用形態が異なる場合は、雇用契約無しとすること。

- 1：雇用契約有り
- 2：雇用契約無し

㉖ 社会保険

当該施行地における実際に施業を行った者（事業に従事した各現場労働者）について記載した社会保険等の加入実態調査表で算出された平均点を次に示すコードにより記入する。ただし、殺そ剤散布（空中）の場合は“0”とする。

- 0：平均点数0点（加算率 0%）
- 1：平均点数1点以上7点未満（加算率 3%）
- 2：平均点数7点以上13点未満（加算率 10%）
- 3：平均点数13点以上23点未満（加算率 13%）
- 4：平均点数23点以上（加算率 18%）

㉗ 樹 種

人工造林・樹下植栽等にあつては植栽樹種、その他の作業種にあつては、植栽されている樹種（天然林、混植の場合は代表樹種）を別紙「樹種コード」により記入する。

なお、人工造林・樹下植栽等における植栽樹種により指定外樹種の承認が必要となる場合があるので留意すること。

㉘ 林 齢

当該施行地の林齢を記入する。

なお、次による更新作業のものは次により記入する。

- ア 植え込みによるもの 植栽当年を1年として算出する。
- イ 刈出し、かき起こしによるもの 当該施行地の1回目の刈出し年又はかき起こし年を1年として算出する

③② 計 画（補助区分）

次に示すコードを記入する。

- 1：森林経営計画造林 事業主体が森林経営計画を作成し認定を受け、計画に基づいて行う造林
- 2：保安林等造林 保安林等で行う造林（法令等により施業制限を受ける森林で行うもの）
- 3：分収林造林 分収方式で行う造林で昭和 62 年以降に契約され、地方公共団体又は森林整備法人が契約当事者かつ事業主体であるもの
（注）分収造林にあつては、公益的機能別森林区域以外において実施する場合に限る。
- 4：間伐等促進計画 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者が特定間伐等促進計画に基づいて行うもの
- 5：その他 "1"～"4"、"6"～"8"以外で行う造林
- 6：協定締結造林 市町村等と締結した施業の計画的実施に関する協定に基づいて行うもの又は市町村が寄付や分収契約解除等により公有化した森林で行うもの
- 7：施業実施協定造林 森林法第 10 条の 11 の 8 の規定に基づく施業実施協定に基づいて行うもの又は造林未済地緊急整備の協定に基づき行うもの
- 8：実施権配分計画造林 森林経営管理法第 35 条第 1 項に規定する経営管理実施権配分計画に基づいて行うもの

（注 1）⑩事業の区分が"3"又は"4"のときは、"1"、"4"、"5"、"8"のいずれかであり、"1"と"4"いずれにも該当する場合は"1"とする。

（注 2）⑩事業の区分が"8"のとき、"7"と"7"以外が重複する場合には"7"とする。

（注 3）⑩事業の区分が"8"のとき、"4"と"4"以外（注 2 を除く）が重複する場合には"4"とする。

（注 4）⑩事業の区分が"1"、"2"のとき、"6"であること。

森林経営計画

当該施行地が森林経営計画に基づく実施の場合に記入する。

なお、③②計画（補助区分）の区分に関わらず記入すること。

③③ 年

当該計画の認定年度を西暦で記入する。

③④ 番号

当該計画の整理番号を 2 桁で記入する。

③⑤ 特措法

- 1：森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づく特定間伐等促進計画に計上
- 2：特定植栽促進区域
（"2"を優先して記入する。）

③⑥ 傾 斜

施行地の平均的な傾斜を次に示すコードにより記入する。ただし、枝打ち・除伐・保育間伐・間伐・更新伐及び鳥獣害防止施設等整備の場合は記入しない。

- 1：平坦地（斜度 10° 以下が 50%以上を占める場合）
- 2：傾斜地（斜度 10° 超 が 50%以上を占める場合）

③⑦ 笹 丈

実施する箇所の植生を次に示すコードにより記入する。ただし、かき起こし等・倒木起

こし・枝打ち・除伐・保育間伐・間伐・更新伐・特殊地拵及び鳥獣害防止施設等整備の場合は記入しない。

なお、下刈りについては、“2: 笹丈 2.00m 以下”を“2: 笹丈 1.00m 超”とし、“3”は適用しない。

- | | |
|---------------------------|---------------------------------|
| 1: 草、笹丈 1.00m 以下 | (草または、笹丈の平均が 1.00m 以下のもの) |
| 2: 笹 丈 2.00m 以下 (1.00m 超) | (笹丈の平均が 2.00m 以下 (1.00m 超) のもの) |
| 3: 笹 丈 2.00m 超 | (笹丈の平均が 2.00m を超えるもの) |

③⑧、③⑨ 旧林班、旧小班

当該施行地の属する林班、小班を記入する。ただし、森林経営計画に基づく事業の場合は、森林経営計画に記載されている林班、小班を記入する。

④⑩、④⑪ 新林班、新小班

申請年度の翌年度に計画照査において、新たな林小班となる場合は、新しい林班、小班を記入し、現在の林小班が継続される場合は当該林小班を記入する。

④⑫ エゾシカ被害調査 (人工造林・付帯施設等整備・森林作業道を除く)

被害区分

- 1: 枝葉の食害 (被害額算定あり)
- 2: 枝葉の食害 (被害額算定なし)
- 3: 樹皮の食害 (被害額算定あり)
- 4: 樹皮の食害 (被害額算定なし)
- 5: 角擦り (被害額算定あり)
- 6: 角擦り (被害額算定なし)
- 7: その他 (被害額算定あり)
- 8: その他 (被害額算定なし)
- 9: 被害なし

被害区域割合

申請面積に対する被害区域面積の割合を率で記載する。

被害率

り災前の生立本数に対する被害本数の割合を率で記載する。

④⑬～④⑰ 事業体 (1)～(3)

当該施行地において、現場で作業を行った事業体の事業体コード及び事業体名を記入する。ただし、事業体数が 3 を超える場合は代表的な 3 事業体を記入する。

市町村実行経費分 (森林作業道は別途規定)

事業主体が市町村の場合に記入する。また、森林保全再生整備の場合は、事業主体にかかわらず記入する。

なお、㊟省力・低コスト施業が“1”かつ下㊿過去下刈回数が“2”の場合であって、下刈を 2 回刈りで実施する場合【査定係数が分かる場合】、2 回刈りの 1 回目に係る経費を記入する。

④⑱ 請負費 (課税対象) (税抜き)

市町村 (森林保全再生整備の場合は事業主体) が請負に付して実施した場合、その最終請負金額 (税抜き) を円単位で記入する。ただし、1 契約で複数の施行箇所がある場合、当該箇所の直接事業費で按分した金額を記入する。

⑤⑩ 測量設計費等（非課税対応）（税抜き）（森林作業道は別途規定）

請負費に含まれていない当該箇所の実行に必要な経費で、非課税経費（消費税の課税対象とならない経費）がある場合、その金額を円単位で記入する。ただし、複数の施行箇所がある場合、当該箇所分の経費を算出して記入する。

なお、記入した金額の支出証拠（証明）書類があるものに限る。

市町村実行経費分②（下刈のみ）

事業主体が市町村であり、⑥省力・低コスト施業が“1”かつ下③過去下刈回数が“2”の場合であって、下刈を2回刈りで実施する場合【査定係数が分かれる場合】、2回刈りの2回目に係る経費を記入する。

⑤⑪ 請負費（課税対象）（税抜き）

市町村が請負に付して実施した場合、その最終請負金額（税抜き）を円単位で記入する。ただし、1契約で複数の施行箇所がある場合、当該箇所の直接事業費で按分した金額を記入する。

⑤⑫ 測量設計費等（非課税対応）（税抜き）（森林作業道は別途規定）

請負費に含まれていない当該箇所の実行に必要な経費で、非課税経費（消費税の課税対象とならない経費）がある場合、その金額を円単位で記入する。ただし、複数の施行箇所がある場合、当該箇所分の経費を算出して記入する。

なお、記入した金額の支出証拠（証明）書類があるものに限る。

⑥⑬ 摘要（森林作業道を除く）

参考となる事項について全角 25 字まで記入可能。

⑥⑭ 省力・低コスト施業

令和 4 年度（2022 年度）以降、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は「特定植栽促進区域」において、森林経営計画等に基づき、1 ha 当たり 2,000 本以下の人工造林を行った場合及び同施行地における 3 回までの下刈りの場合は“1”と記入する。

また、当該施行地を当年本体地として実施する付帯施設等整備及び森林作業道整備の場合にあっても、“1”と記入する。

⑥⑮ 森林作業道実施年（森林作業道を除く）

当該施行地を本体事業地として先行作業道を作設している場合は、先行作業道の作設年を西暦で記入する。

⑥⑯ ドローン申請

オルソ画像を添付して補助申請を行った場合は“1”と記入する。

※以下、竣工調書には印刷されない事項（データ入力のみ）

1 事業主体名

事業主体の名称を漢字等で入力する。

2 報告者 職・氏名

担当者の職・氏名を入力する。

3 メモ

自由記載(全角 40 字まで)

第4 人工造林・樹下植栽等の記載方法

人工造林・樹下植栽等（甲）における個別項目の記載方法を次のとおりとする。

1 01 カード関係

道① 消費税(道)

道⑨豊かな森に“1～4”を記入した場合に当該森林所有者の消費税の確定申告における納税対応状況に対応するコードを記入する。

なお、特定収入割合が5%以下の公共法人等（地方公共団体の一般会計を除く。）にあつては、“1”、“2”、“3”のいずれかを選択すること。

- 1：課税事業者（個別対応方式における課税売上対応事業者を含む。）
- 2：一括比例配分方式対応の事業者
- 3：個別対応方式における共通売上対応の事業者
- 4：個別対応方式における非課税売上対応の事業者
- 5：簡易課税制度対応の事業者
- 6：免税事業者
- 7：特定収入割合が5%を超える公共法人等（地方公共団体の一般会計を除く。）
- 8：非事業者

道② 造林林種

当該造林地の造林林種を次に示すコードにより記入する。

（例）天伐跡の場合“21”と記入する。

1 森林計画内

ア 再造林

- 11：人主伐 人工林伐採跡地に行った造林
- 13：樹下植栽 人工林内に植え込んだ造林
- 14：被害 人工林の被害跡地に行った造林
- 15：その他 上記及び“16”、“17”以外の再造林
- 16：被害（樹下植栽） 樹下植栽の被害跡地に行った造林
- 17：未済地（人工造林） 造林未済地（届出等が人工造林）に行った造林
（森林調査簿における林種が“5”（人工林伐採跡地）であり、林齢が“4～6”であるもの）
（“11”と“17”が重複する場合は“17”とする）

イ 拡大造林

- 21：天伐跡 天然林伐採跡地に行った造林
- 22：天植込 人工林施業を目的として天然林内に植え込んだ造林
（天然林の更新伐後を含む）
- 23：未立木地 未立木地に行った造林
- 24：未済地（天然更新） 未済地（届出等が天然更新）に行った造林
（森林調査簿における林種が“4”（天然林伐採跡地）又は“5”（人工林伐採跡地）であり、林齢が“7”以上であるもの）
（“11”もしくは“21”と“24”が重複する場合は“24”とする）

ウ 改良

- 31：植え込み 天然林施業を目的として天然林内に植え込んだ造林

エ 再・拡

- 42：保安林改良 保安林改良事業で行った造林

2 森林計画外

- 51：元「原野」 元「原野」に行った造林
- 52：元「田」 元「田」又は「特殊田」に行った造林

53：元「畑」	元「畑」又は「飼料畑」に行った造林
54：元「樹園」	元「樹園地」に行った造林
55：元「採草」	元「採草放牧地」に行った造林
56：元「レジャー」	元「レジャー施設用地」に行った造林
57：元「国所有地」	元「国所有地」（“58”を除く）に行った造林
58：元「国有林野」	元「国有林野」に行った造林
59：その他	51～58以外の編入地に行った造林

③ 活着率

活着率を記入する。

例) 秋植えて活着率の判定不可能なものは、“80”とする。なお、準備地拵の場合は、空欄とする。

地 拵

地拵の設計、使用機械について、次に示すコードにより記入する。

④ 設 計

- | | | |
|---------|------------------|-----------------|
| 1：全刈（押） | 全刈又は全押しのもの | （刈払率 100%） |
| 2：条刈（押） | 条刈又は条押しのもの | （刈払率おおむね 50%以上） |
| 3：その他 | “1”、“2”、“4”以外のもの | （刈払率おおむね 30%以上） |
| 4：地拵無 | 地拵を実施しないもの | |

⑤ 機 械

地拵に機械を使用した場合は、次に示すコードにより記入する。

- 1：機械地拵（ブルドーザ）（手刈り補正有り）
- 2：機械地拵（ブルドーザ）（手刈り補正無し）
- 3：機械地拵（ブルドーザ）（手刈り補正有り）＋耕耘処理
- 4：機械地拵（ブルドーザ）（手刈り補正無し）＋耕耘処理
- 5：刈払機のみ
- 6：機械地拵（バックホウ等）（手刈り補正有り）
- 7：機械地拵（バックホウ等）（手刈り補正無し）

（注）“5”については、気象害等を受けた若齢の人工林等又は耕作放棄地等の枝条整理を伴わない施行地において、刈払機による被害木等の除去のみで地拵えが完了する場合に適用する。

⑥ 特殊有

特殊地拵、準備地拵を実施した場合は、次に示すコードにより記入する。

- 1：特殊地拵（“021”）で補助金を申請又は受理した後の人工造林、樹下植栽等の場合
- 2：準備地拵（“091”）申請の場合又は準備地拵の補助金を受理した後の人工造林、樹下植栽等の場合
- 3：特殊地拵（“031”）で補助金を申請又は受理した後の人工造林、樹下植栽等の場合（“2”と“1”又は“3”の両方に該当する場合は“2”とする。）

⑦ 低質林

低質林等における前生樹の伐倒、除去を行った場合、かつ前生樹整理費の加算対象となる場合は、“1”を記入する。

⑧ コンテナ苗

新植用苗木がコンテナ苗の場合は、“1”を記入する。

⑨ 豊かな森

豊かな森づくり推進事業の対象事業の場合に次に示すコードにより記入する。
なお、準備地拵（“091”）で当該事業を次年度に申請する場合、及び前年度の準備地拵（“091”）分と当年度の植栽分を併せて申請する場合は、“3”又は“4”から記入する。

- 1：循環利用
- 2：集約化
- 3：循環利用（繰越分）
- 4：集約化（繰越分）

⑩ 分収

分収造林契約に基づいて行うものについて、土地の所管を次に示すコードにより記入する。

- 1：国有林、その他国有
- 2：道有林、その他道有
- 3：市町村有林、その他市町村有

付帯作工物

⑪ 種類

次の付帯作工物を設置した場合は、次に示すコードにより記入する。

- 1：排水溝
- 2：防鼠溝

⑫ 延長/10m

設置された作工物の延長をメートル単位（単位未満切り捨て）で記入する。

なお、延長は1／10の値で入力すること。

例) 1009m → 100.9

2 02 カード関係

新植用苗木(1)～新植用苗木(6)

⑬、⑭ 樹種、合計本数（新植用苗木(1)）

⑰、⑱ 樹種、本数（新植用苗木(2)～(6)）

当該造林地に植栽された樹種を「樹種コード」及び苗木の本数（混植の場合は、混植を含めた合計本数）を本単位で記入する。

また、混植の場合又は同一樹種であるが需給票Aが異なる場合は、**新植用苗木(2)～(6)の⑰樹種～⑳生産（委託）者コード**までを**新植用苗木(1)の⑬～⑳**の項目と同様に記入し、**新植用苗木(1)の⑭合計本数欄**には、**⑱(2)～(6)を含めた総本数**を記入する。

⑲、㉓ 規格

苗木の規格を次のとおり区分し、全樹種について苗木配布台帳等に基づいて当該コードを記入する。

- 0：特号
- 1：1号
- 2：2号
- 3：3号
- 4：コンテナ苗1号
- 5：コンテナ苗2号

⑩、⑭ 判定 I

当該新植用苗木の調査に基づいて、規格判定コードを記入する。

- 0：特号
- 1：1号
- 2：2号
- 3：3号
- 4：コンテナ苗1号
- 5：コンテナ苗2号
- 9：規格外

⑪、⑮ 判定 II

当該新植用苗木について、林業種苗法に基づく生産（配布）事業者表示票等及び結束テープの表示色が示す規格をコードで記入する。

X：造林苗木需給票（B票）（スギ、カラマツ、トドマツ、アカエゾマツ、グイマツ雑種 F₁（クリーンラーチ含む。）に限る。）、若しくは（苗木）生産事業者表示票がないもの、又は無償提供のもの

- 0：結束テープの色が示す規格が特号（赤）
- 1：結束テープの色が示す規格が1号（青）
- 2：結束テープの色が示す規格が2号（黄）
- 3：結束テープの色が示す規格が3号（黒）
- 4：コンテナ苗で結束テープの色が示す規格が1号（青）
- 5：コンテナ苗で結束テープの色が示す規格が2号（黄）
- 9：結束テープがない場合

（注）上記は“X”を優先して記入する。

需給票 A

記号及び番号について、次により記入する。

⑫、⑯ 記号

樹種がスギ（樹種コード 02）、カラマツ（樹種コード 17）、トドマツ（樹種コード 23、24）、アカエゾマツ（樹種コード 26）、グイマツ雑種 F₁（クリーンラーチ含む。樹種コード 22、21）について、需給票の記号を記入する。

上記以外の樹種については、苗木が生産された（総合）振興局をコード表により記入する。

⑬、⑰ 番号

需給調整対象樹種（スギ、カラマツ、トドマツ、アカエゾマツ、グイマツ雑種 F₁（クリーンラーチ含む。））については、4桁の数字を記入する。

⑲、⑳ 生産（委託）者コード

全樹種について、苗木を生産した生産者コードを記入する。ただし、委託生産苗木の場合は、委託者（苗木の所有権を有するもの）の個人コードを記入する。

個人コードを有しない生産者は“9999”を記入する。

国有林、道有林、道外生産者からの購入苗木については、購入者の個人コードを記入する。

3 03 カード関係

前生樹

天伐跡及び人伐跡の伐採当時の内容を伐採届出書、森林経営計画書、森林調査簿などを基に必要事項を記入する。

被害地造林（造林林種が“14”、“16”）の場合は、前生樹の内容を記入する。ただし、天植

込など伐採を伴わないもの（被害地造林は除く）、特殊地拵（“021”“031”）で補助金を申請若しくは受領したもの、又は準備地拵（“091”）で補助金を受領したものは記入しない。

⑳ 樹種

「樹種コード」によりコードを記入する。

㉑ 林齢

伐採時の林齢を記入する。

㉒ ha 当り蓄積

㉑低質林に“1”を記入した場合に、立方メートル単位で記入する。

伐採

前生樹の伐採内容について記入する。

㉓ 年

伐採が完了した年を西暦で記入する。

㉔ 月

伐採が完了した月を2桁で記入する。（例 6月 → 06）

㉕ 伐採実施者（者）

伐採の実施者を次に示すコードより記入する。

- 1：事業主体（直営） 事業主体が直営で実施したもの
- 2：事業主体（請負） 事業主体が請負で実施したもの
- 3：その他 事業主体以外のものが実施したもの

㉖ 伐採届（届）

伐採届等の有無を次に示すコードより記入する。

- 1：許可 保安林等で許可又は届出によるもの
- 2：届有 森林法第10条の8による伐採届によるもの
- 3：森経 森林法第15条による森林経営計画に係る森林の伐採等の届出によるもの
- 4：無 上記以外のもの

（注）区分で“1”と“2”又は“3”の両方に該当する場合には、“1”とする。

被害

被害地造林（造林林種が“14”、“16”）の場合に、その被害内容を記入する。

㉗ 種類

「被害種類コード表」によりコードを記入する。

㉘ 発成年

当該造林地の被害発成年を西暦で記入する。

㉙ 発成年

被害発成年を2桁で記入する。

㉚ 改植率

原植本数に対する改植又は補植本数の比率（単位未満四捨五入）を記入する。ただし、特殊地拵を伴う被害地造林で樹下植栽の形態となる場合には、特殊地拵を伴う被害地造林の区域面積に対する特殊地拵の実面積の比率を、それ以外の場合は特殊地拵を伴う被害地造林の区域面積に対する植栽実行面積の比率を記入する。

④⑩ 更新対象面積

事業の種類が“001”、“231”、“241”、“251”、“261”、“091”の場合に、更新対象面積をヘクタール単位で小数第2位（第3位以下切り捨て）まで記入する。

なお、更新対象面積は、造林実測区域内にある枝条・集材路等の除地を含むものとする。

④⑪ 刈出し面積

刈出し面積をヘクタール単位以下小数第2位（第3位以下切り捨て）で記入する。

④⑫ かき起こし面積

かき起こし面積をヘクタール単位以下小数第2位（第3位以下切り捨て）で記入する。

4 人工造林・樹下植栽等（乙）における個別項目の記載方法は、次のとおりとする。

(1) 調書（調査票）を別葉とする条件

人工造林・樹下植栽等（甲）と同様とする。ただし、2樹種以上が混植として扱われている場合は樹種ごとに別葉とし、同一樹種の場合は対応する新植用苗木の番号に丸を付する。

(例) 2樹種で3区分の場合

人工造林・樹下植栽等（甲）					（乙）	
新植用苗木	樹種	規格	需給票Aの番号	本数	調書	新植用苗木
(1)	23	1	K1234	175	第1葉	①
(2)	17	1	K2345	50	第2葉	② ③
(3)	17	1	K3456	25		

(2) 調書（調査票）の記載方法

[新植用苗木]

調査を行った新植用苗木の該当する番号に丸を付する。

樹種

新植用苗木の樹種コードで記入する。

面積

(1)のただし書きによる別葉となった場合でも人工造林・樹下植栽等（甲）の面積を記入する。

(3) 調査（測定）方法

出発点から列にそって10本進み、苗木の規格、新植本数、活着本数、9本目と10本目の間隔（苗間）及び隣の列との間隔（列間）を測定し、隣の列に移動し、当該列にそって10本進み同様に測定する方法を10回以上繰り返すものとする。（混植についてもこれに準ずる。）

ただし、被害地造林のうち改植率100%未満のもの、又は補植したものは、標準地内の新植本数を調査する。

なお、樹下植栽等で測定不可能なものについては、測定を省略し造林用苗木配布台帳による確認とすることが出来る。

[苗木規格]

苗木を証明する書類の「□」にチェックをする。

10本以上の根元径、苗長を測定し、規格を判定のうえ、測定結果の最下位の規格を⑩、⑫判定Ⅰ欄に記載する。

[新植本数]

調査方法の該当する項目に丸を付する。ただし、樹下植栽等で測定不可能なもので測定を省略した場合は、造林用苗木配布台帳の「□」にチェックをする。

- ① 10カ所以上の苗列間の平均値（メートル単位で小数第1位まで（少数第2位を四捨五入））を基にヘクタール当たりの本数を早見表又は計算により算出し、面積を乗じて施行地新植本数を求める。ただし、「比率」が95%未満のときは、検査（調査）結果の本数をもって新植用苗木の本数とする。

【施行地新植本数の算出例】 $10,000 \text{ m}^2 \div (\text{苗間 (平均)} \times \text{列間 (平均)}) \times \text{面積}$

【新植本数まとめの欄の記載方法】

平均	平均	上記カラムの数字より導き四捨五入する
m	m	
HA当 本数	A 本	上記カラムの数字より導き四捨五入する
施行地新 植本数	B 本	上記カラムの数字より導き切り捨てる
申請本数	C 本	上記の二つのカラムの数字より導き切り捨てる
比率	$(D=B/C \times 100)$ %	

- ② 標準地調査結果を基に、ヘクタール当たり新植本数を算出し、面積を乗じて施行地新植本数を求める。

【施行地新植本数の算出例】 $1\text{ha} \div (\text{標準地面積}) \times (\text{標準地新植本数}) \times \text{面積}$

[活着率]

活着率は、100本以上の活着状況を調査し、枯損率、活着率を算出する。ただし、改植率100%未満の被害地造林及び改良（植え込み）で測定不能なものについては、無作為に抽出し検査する。

また、秋植えで、枯損率、活着率の判定が不可能の場合は、“80”と記入する。

[MEMO欄]

項目ごとに選択又は記載する。

第5 下刈の作成及び記載方法

下刈りにおける個別項目の記載方法を次のとおりとする。

1 51 カード関係

下① 設 計

下刈の方法を次に示すコードにより記入する。

- 1：全刈を行った場合 (刈払率 100%)
- 2：筋（条）刈を行った場合 (刈払率おおむね 50%以上)
- 3：“1”、“2”以外の方法で行った場合 (刈払率おおむね 30%以上)

下② 下刈回数

下刈の回数を次に示すコードにより記入する。

- 1：1回刈
- 2：2回刈以上

下③ 過去下刈回数

令和4年度（2022年度）以降に実施した人工造林（001、231、241、251、261）の施工地において、下刈を実施する場合は、当該申請年度より前に実施した下刈の合計回数を記入する。

ただし、2回刈は“2”として計算する。

第6 倒木起こし・枝打ち・除伐・保育間伐・間伐・更新伐・特殊地拵・付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）の記載方法

倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、特殊地拵における個別項目の記載方法を次のとおりとする。

1 62 カード

依① 複層区分

当該施行地が複層林である場合に森林調査簿の複層区分によりコードを記入する。

- 1：下木（最下層）
- 2：下木から2層目
- 3：下木から3層目
- 4：下木から4層目

依② 間伐番号

事前計画による申請を同一とする施行地に採番した番号を次に留意のうえ記入する。

- (1) 申請時期をまたいで同一間伐番号を使用することはできません。
例) 第1期 [01]、第3期 [01] は不可
- (2) 年間を通して、予算種別が違う場合でも同一間伐番号は使用できません。
例) 第1期に現年予算で [01]、第1期に繰越予算で [01] は不可
第1期に現年予算で [02]、第3期に繰越予算で [02] は不可
- (3) 同一の申請単位ではない場合は、事業の種類が違う場合でも同一の間伐番号は使用できません。
例) 第1期に間伐（"611"、"861"）で [01]、第1期に更新伐（"831"、"121"等）で [01] は不可
- (4) 森林組合が申請する場合において、事業主体による申請、代理による申請であっても同一の間伐番号は使用できません。
例) A森林組合が事業主体となって第1期で [01]、A森林組合が代理申請者として第1期で [01] は不可

依③ 災 害

復旧計画に基づく事業の場合は"1"を記入する。

依⑤ 選 木

当該施行地の選木方法を次に示すコードによりを記入する。

- 1：定性
- 2：列状
- 3：列状+定性
- 4：帯状（伐採幅（m 伐り））
- 5：群状
- 6：モザイク状
- 7：既存の列状伐採を活用した定性

依⑥ 列状区分

当該施行地の選木方法が列状又は列状+定性である場合に次に示すコードを記入する。

- 1：1伐2残
- 2：1伐3残
- 3：1伐4残
- 4：1伐n残
- 5：2伐3残

- 6：2 伐 4 残
- 7：2 伐 5 残
- 8：2 伐 n 残
- 9：上記の複合又は上記以外の列状

伐⑦ 作業内容

当該林分の作業内容（伐木造材作業）について、次に示すコードにより記入する。

- 1：切捨 集材、造材を伴わない伐木作業が選木・伐倒により行われているもの。
- 2：整理 集材、造材を伴わない伐木作業が選木・伐倒・枝払・玉切により行われているもの。
- 3：搬出集積 集材、造材を伴う伐木及び搬出作業が行われているもの。
- 4：搬出集積（プロセッサ） 集材、造材を伴う伐木及び搬出作業が行われているもので、造材にプロセッサ等の高性能林業機械を用いているもの。

（注1）特殊地拵の場合、指定災害は“3”又は“4”、それ以外は“2”とする。

（注2）保育間伐の場合、気象害等の被害を受け不良木となったものを林内から除去したもののについては“3”又は“4”、それ以外は“1”又は“2”とする。

伐⑧ 枝打高

地際から林木の枝葉の除去を行った最上部までの高さを次に示すコードにより記入する。

- 1：4 m未満のもの
- 2：4 m以上のもの

伐⑭ 係数判定

気象災等が懸念される場合や施業体系から伐採率 20%未満が適切であると判断される場合は“1”を記入する。

伐⑮ 過密林

当該施行地の事業内容について、次に示すコードにより記載する。

- 1：地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林の場合
- 2：保育間伐における通常の補助対象年齢以上であって、伐採しようとする不良木の平均胸高直径が18cm未満で実施した場合
- 3：保育間伐及び更新伐において、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施し、林内から除去した場合（被害木除去）
- 4：保育間伐及び更新伐において、気象害等の被害を受け不良木となったものを含め、搬出集積を実施した場合（被害木等搬出）

伐⑯ 出材量

施行地ごとの出材量について、立方メートル単位で記入する。ただし、施行地ごとに把握できない場合は、間伐等搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとの最小枝番にまとめて記載することができる。

特殊地拵の場合は“031”のみ記載する。

伐⑰ 出材区分

施行地ごとの伐採木の搬出材積を当該施行地の面積で除して得た値（立方メートル単位：単位未満切り捨て）を次に示すコードにより記載する。

ただし、施行地ごとに搬出材積を把握できない場合は、査定単位ごとの伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値（立方メートル単位：単位未満切り捨て）を次に示すコードにより記載する。

【間伐・更新伐】

- 1 : 10m³ 以上 20m³ 未満
- 2 : 20m³ 以上 30m³ 未満
- 3 : 30m³ 以上 40m³ 未満
- 4 : 40m³ 以上 50m³ 未満
- 5 : 50m³ 以上 60m³ 未満
- 6 : 60m³ 以上
- A : 10m³ 未満 (整理無)
- B : 10m³ 未満 (整理有)

【特殊地拵 (“031”)】

- 1 : 27m³ 以上 50m³ 未満
- 2 : 50m³ 以上 100m³ 未満
- 3 : 100m³ 以上 150m³ 未満
- 4 : 150m³ 以上 200m³ 未満
- 5 : 200m³ 以上 250m³ 未満
- 6 : 250m³ 以上 300 m³ 未満
- 7 : 300m³ 以上

標準地

㉔⑨ 面積

標準地の面積をヘクタール単位以下小数第2位まで記入する。
標準地が2ヶ所以上ある場合は、まとめて記入する。

㉔⑩ (伐採) 前本数

標準地内の施行前の立木本数を調査し記入する。ただし、倒木起こしにあっては植栽木の現存本数、枝打ちにあっては植栽木の立木本数を調査し記入する。

なお、除伐・保育間伐・間伐・更新伐であって当該施行地が天然林の場合にあっては、胸高直径で6センチメートル以上を対象とする。

また、標準地が2ヶ所以上ある場合は、まとめて記入する。

㉔⑪ (伐採) 後本数

除伐・保育間伐・間伐・更新伐・特殊地拵にあっては標準地内の施行後の立木本数、倒木起こしにあっては倒木起こしを行った植栽木の本数、枝打ちにあっては枝打ちを行った植栽木の立木本数を調査し記入する。

標準地が2ヶ所以上ある場合は、まとめて記入する。

㉔⑬ 不用木率

標準地の伐採木のうち、不用木(主林木として取り扱うもの以外のもの)の伐採本数を調査し、その比率を記入する。

伐採木の全てが不用木のときは、“100”と記入するが、保育間伐・間伐・更新伐にあっては、不用木率が100であってはならない。

また、不用木がない場合は空欄とする。

伐②④ 樹 高

倒木起こしを行った植栽木の平均樹高を次に示すコードにより記入する。

- 1：2 m未満のもの
- 2：2 m以上のもの

伐②⑤ ha 当り蓄積

特殊地拵（“021”）の場合、当該施行地のヘクタール当り蓄積を被害年の森林調査簿等により記入する。

伐②⑥ 申請被害率

特殊地拵の場合、森林被害の復旧計画集計表における現地確認欄の被害率を記入する。

伐②⑦ 発生年

当該造林地の被害発生年を西暦で記入する。

伐②⑧ 発生月

被害発生月を2桁で記入する。

伐②⑨ 排水溝

排水溝を設置した場合は、その延長をメートル単位（単位未満切り捨て）で記入する。
なお、延長は1／10の値で入力すること。

例) 1009m → 100.9

“031”のみ記載する。

伐③⑩ 敷均し

敷均しを実施した場合は“1”を記入する。

“031”のみ記載する。

伐③⑪ 加速化

胆振東部地震被災森林再生加速化事業の対象事業の場合は“1”を記入する。

伐③⑫ 消費税(道)

伐③⑪加速化に“1”を記入した場合に当該森林所有者の消費税の確定申告における納税対応状況に対応するコードを記入する。

なお、特定収入割合が5%以下の公共法人等（地方公共団体の一般会計を除く。）にあつては、“1”、“2”、“3”のいずれかを選択すること。

- 1：課税事業者（個別対応方式における課税売上対応事業者を含む。）
- 2：一括比例配分方式対応の事業者
- 3：個別対応方式における共通売上対応の事業者
- 4：個別対応方式における非課税売上対応の事業者
- 5：簡易課税制度対応の事業者
- 6：免税事業者
- 7：特定収入割合が5%を超える公共法人等（地方公共団体の一般会計を除く。）
- 8：非事業者

付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）における個別項目の記載方法を次のとおりとする。

標準地

当該施行地の散布本数又は実施本数を次により記入する。ただし、殺そ剤散布及び侵入防止柵（電気柵を含む）並びに防鼠溝の時は記入しない。

㉔⑫ 散布本数

標準地内の忌避剤散布、枝条巻き、食害防止チューブを設置した立木本数を調査し記入する。

㉔⑬ 本体区分

当該施行地の本体事業内容について、次に示すコードにより記入する。

- 1：人工造林
- 2：樹下植栽等
- 3：下刈り
- 4：倒木起こし
- 5：枝打ち
- 6：除伐
- 7：保育間伐
- 8：間伐
- 9：更新伐

㉔⑭ 散布区分

当該施行地の散布（実施）区分について、次に示すコードにより記入する。

- 1：当年に本体を実施した施行地に散布（実施）
- 2：当年に本体を実施した周辺地に散布（実施）
- 3：前年に本体を実施した施行地に散布（実施）
- 4：前年に本体を実施した周辺地に散布（実施）
- 5：翌年に本体を実施する施行地に散布（実施）
- 6：翌年に本体を実施する周辺地に散布（実施）

㉔⑮ 散布方法

当該施行地の散布方法等について、次に示すコードにより記入する。

I 鳥獣害防止施設等整備“981”で実施したもの

- 1：空中1回 野ねずみ被害を防止するため、特別防除を1回行ったもの
- 2：空中2回 野ねずみ被害を防止するため、特別防除を2回行ったもの
- 3：シカ1回 エゾシカ被害を防止するため、忌避剤の1回散布を行ったもの
- 4：シカ2回 エゾシカ被害を防止するため、忌避剤の2回散布を行ったもの
- 5：枝条巻き エゾシカ被害を防止するため、枝条巻きを行ったもの
- 6：侵入防止柵（標準） エゾシカ被害を防止するため、標準仕様で侵入防止柵を設置した
もの
- 7：地上1回 野ねずみ被害を防止するため、殺そ剤の地上散布を1回行ったもの
- 8：地上2回 野ねずみ被害を防止するため、殺そ剤の地上散布を2回行ったもの
- 9：侵入防止柵（電柵） エゾシカ被害を防止するため、侵入防止柵（電気柵）を設置した
もの
- A：防鼠溝 野ねずみ被害を防止するため、防鼠溝を設置したもの
- B：食害防止チューブ エゾシカ等の被害を防止するため、食害防止チューブを設置した
もの

C：侵入防止柵（多雪対応） エゾシカ被害を防止するため、多雪地域における仕様で侵入防止柵を設置したもの

Ⅱ 森林保全再生整備のメニューのうち鳥獣害防止施設等の整備等“931”で実施したもの
（代表的な作業を記入する。）

P：パッチディフェンス

R：金網巻等の整備

T：その他

Ⅲ 森林保全再生整備のメニューのうち鳥獣の誘引捕獲“941”で実施したもの
（代表的な作業を記入する。）

U：給餌施設の整備

W：採餌木の植栽

X：誘引捕獲場所の整備

Y：捕獲個体等の処分等

㉠ 薬剤種別

㉠散布方法が“3”、“4”、“7”、“8”の場合、当該施行地の薬剤種類について、次に示すコードにより記入する。

なお、㉠散布方法が“6”、“C”の場合で、支柱を購入以外で調達した場合は“4”を記入する。

1：地上散布（袋）

2：ジラム水和剤

3：全卵粉末水和剤

4：購入以外

㉡ ジラム水和剤（侵入防止柵・電気柵・防鼠溝）

ジラム水和剤又は全卵粉末水和剤を散布したときの原液数量をリットル単位以下小数第1位（第2位以下切り捨て）まで、侵入防止柵（電気柵を含む）又は防鼠溝を設置した場合は、その延長をメートル単位（単位未満切り捨て）で記入する。

なお、侵入防止柵（電気柵を含む）又は防鼠溝の延長は1／10の値で入力すること。

例）1009m → 100.9

㉢ 基準確認

基準散布量を遵守していること、かつ、空中散布事業にあつては、北海道防除実施基準の特別防除のできる森林であることを確認した場合は“1”を記入する。

第7 森林作業道の記載方法

森林作業道（甲）における個別項目の記載方法を次のとおりとする。

カード1

作① 延長

当該森林作業道等の総延長をメートル単位で記入する。

作② 幅員

当該森林作業道等の幅員をメートル単位で、小数点第1位まで記入する。

作③ 路線名

地名、沢名などを利用して定めた路線名を記入する。

作④ 機械区分

過去5年以内に国費により購入又はリース等の補助を受けた林業機械を使用して当該作業道を作設した場合は、“1”と記入する。

作⑤ 開発行為

次に示すコードにより記入する。

1：林地開発許可のあるもの

2：森林作業道開設チェックシートのあるもの

作⑥ 災害

1：手戻り工事

2：改良

3：復旧

作⑦ 出来高

出来高設計書のあるものは“1”と記入する。

伐開

森林作業道等を開設するために行った伐採について記入する。

作⑧ 種別

2：疎林 笹等の伐開及び立木蓄積が $30\text{m}^3/\text{ha}$ 以上、 $60\text{m}^3/\text{ha}$ 未満の伐開

3：中林 笹等の伐開及び立木蓄積が $60\text{m}^3/\text{ha}$ 以上、 $90\text{m}^3/\text{ha}$ 未満の伐開

4：密林 笹等の伐開及び立木蓄積が $90\text{m}^3/\text{ha}$ 以上の伐開

作⑨ 幅

伐開した平均幅についてメートル単位で記入する。（最大9mまで）

作⑩ 延長

伐開した延長についてメートル単位で記入する。

購入砂利等(1)、(2)

開設、改良又は復旧にあたり敷砂利等を購入し使用した場合は、その内容を記入する。ただし、自己採取砂利は記入しない。

作⑪ 種類

購入した敷砂利等の種類を、次に示すコードにより記入する。

- 1：普通砂利（切込砂利、切込碎石）
- 2：普通砂利以外の砂利
- 3：火山灰
- 4：再生骨材
- 5：チップ

作⑫ 購入数量

購入した敷砂利等の数量を、立方メートル単位で記入する。

作⑬、作⑭ 林班、小班

一体的に実施する施業（予定）箇所の林班、小班を記入する。ただし、複数の施行地が存在する場合は、当該森林作業道の終点に属する施業（予定）箇所の林班、小班を記入する。

作⑮ 面積

一体的に実施する施業（予定）箇所の面積をヘクタール単位以下小数第2位（第3位以下切り捨て）で記載する。

なお、複数の施行地が存在する場合は合計面積を記入する。

作⑯ 測量設計費等（円）（非課税対象）（税抜き）

請負費に含まれていない当該森林作業道の実行に必要な経費であって、非課税経費（消費税の課税対象とならない経費）がある場合に記入する。

なお、記入した額の支出証拠（証明）書類があるものに限る。

作⑰ 請負費（課税対象）（税抜き）

「市町村が請負に付して実施した場合」又は「市町村以外の事業主体が請負に付して実施した場合のうち、標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合」、その請負契約の最終請負金額（税抜き）を円単位で記入する。

また、記入した金額の確認のため、最終請負金額の把握ができる書類の写しを添付すること。

なお、査定においては、百円単位とし、百円未満切り捨てとする。

作⑱ 加速化

胆振東部地震被災森林再生加速化事業の対象事業の場合は“1”を記入する。

作⑲ 消費税（道）

作⑱加速化に“1”を記入した場合に当該森林所有者の消費税の確定申告における納税対応状況に対応するコードを記入する。

なお、特定収入割合が5%以下の公共法人等（地方公共団体の一般会計を除く。）にあつては、“1”、“2”、“3”のいずれかを選択すること。

- 1：課税事業者（個別対応方式における課税売上対応事業者を含む。）
- 2：一括比例配分方式対応の事業者
- 3：個別対応方式における共通売上対応の事業者
- 4：個別対応方式における非課税売上対応の事業者
- 5：簡易課税制度対応の事業者
- 6：免税事業者
- 7：特定収入割合が5%を超える公共法人等（地方公共団体の一般会計を除く。）
- 8：非事業者

森林作業道（乙）における固有項目の記載方法を次のとおりとする。

1 50mごとに別葉とし、その区間の工種及び法長（中心高）並びに作工物等について調査測定し、内容を記入する。

(1) 法長及び中心高の測定方法

法長及び中心高は 10m 間隔で測定しその平均値とする。ただし、10m 区間で工種等が変わるなどして平均値を求め難い場合は、任意に測定し平均値を求める。

(2) 土工区分

掻均し — 切取中心高又は、盛土中心高が 20cm 以下のもの

片切盛土 — 切取法長が 20cm を超えるもの

盛土 — 盛土中心高が 20cm を超えるもの

(3) 土質区分

火山灰等 — 主として火山灰土、砂質土であるもの

礫質土等 — 主として礫質土、粘性土であるもの

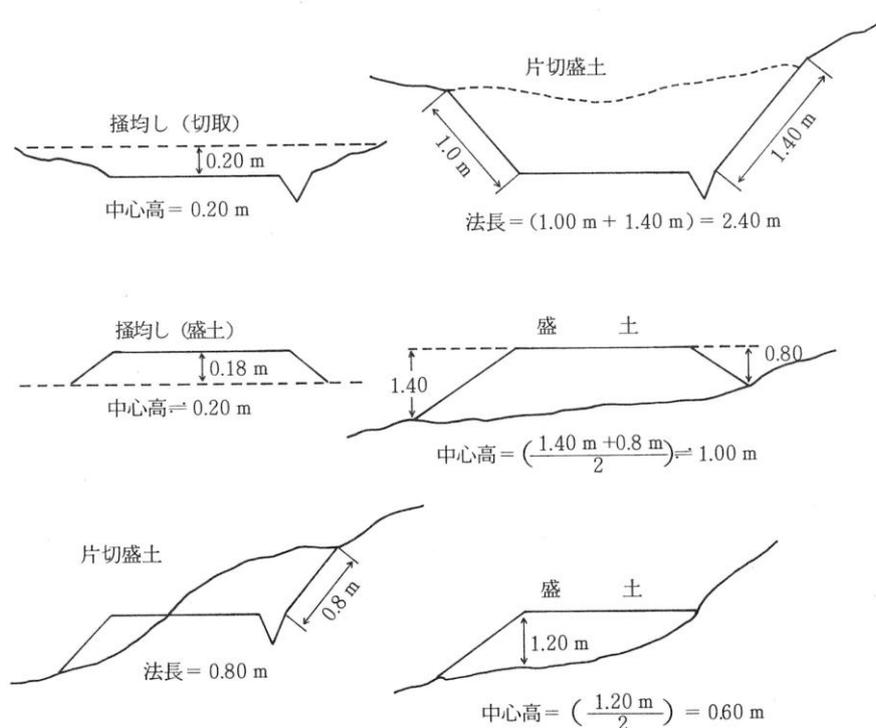
その他 — 主として軟岩、岩塊等であるもの

(4) 種類コード

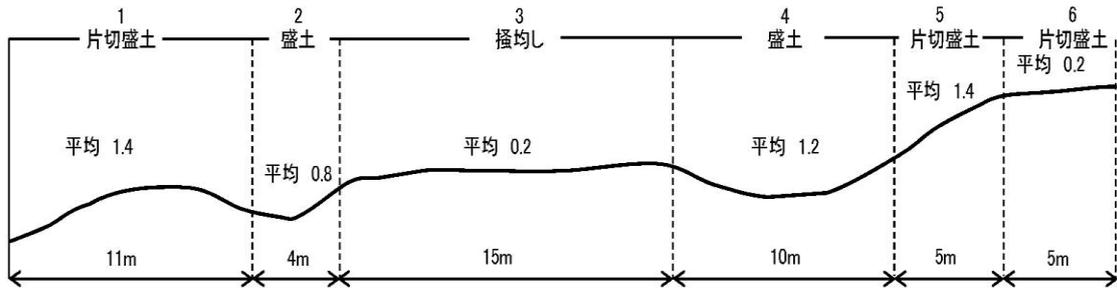
土工 \ 土質	火山灰等	礫質土等	その他
掻均し	A 1	A 2	A 3
片切盛土	B 1	B 2	B 3
盛土	C 1	C 2	C 3

(5) 土工別の測定

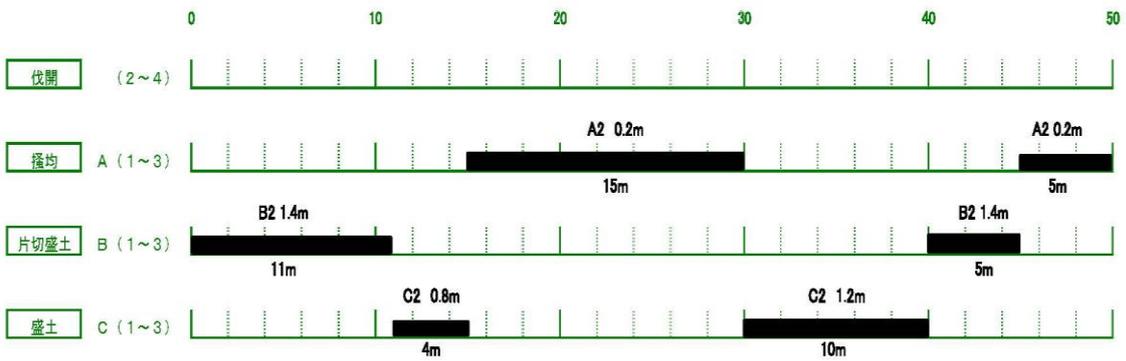
例 1（断面図）



例 2 (断面図)



(6) 乙野帳の記載例



土工																										
1					2					3																
種類	法長	幅員	延長	側溝	種類	法長	幅員	延長	側溝	種類	法長	幅員	延長	側溝												
B	2	1	4	3	0	1	1			C	2	0	8	3	0	0	4		A	2	0	2	3	0	1	5

土工																										
4					5					6																
種類	法長	幅員	延長	側溝	種類	法長	幅員	延長	側溝	種類	法長	幅員	延長	側溝												
B	2	1	2	3	0	1	0			B	2	1	4	3	0	0	5		A	2	0	2	3	0	0	5

※土工以外についても、上記に準じて記入する。

2 2-①カード固有の記入方法

作⑱、作⑲、作⑳ 野帳番号、測点（始まり、終わり）

起点からの「乙」野帳の枚数を連続番号で記入する。1路線で支線がある場合は、本線の内容から記入し、引き続き支線の内容を記入する。（最終野帳番号以外の延長は50mとする。）

m ~ m

例1) 作⑱野帳番号が01の場合、作⑲測点（始まり）0m～作⑳測点（終わり）50m

例2) 作⑱野帳番号が02の場合、作⑲測点（始まり）50m～作⑳測点（終わり）100m

土 工

各工種の種類が異なるごとに別欄に記入する（6種類まで記入可能）。

作㉑ 種 類

前記1の(4)の種類コードで記入する。

作㉒ 法 長（中心高）

片切盛土は切取の法長、盛土は盛土中心高をそれぞれ20センチメートル単位で記入する（単位以下切り捨て）。ただし、掻均しの中心高は0.20メートルとする。

作㉓ 幅 員

幅員を10センチメートル単位で記入する。

作㉔ 延 長

延長をメートル単位で記入する。

作㉕ 側 溝

片切盛土で側溝を作設した場合“1”を記入する。

排水溝

作㉖ 土 質

- 1：火山灰等 主として火山灰土、砂質土であるもの
- 2：礫質土等 主として礫質土、粘性土であるもの
- 3：その他 主として軟岩、岩塊であるもの

作㉗ 延 長

排水溝を作設した場合、その左右の延長合計をメートル単位で記入する。

敷砂利(1)、(2)

敷砂利等の種類別に記入する（2種類まで記入可能）。

作㉘ 種 類

購 入

- 1：普通砂利（切込砂利、切込碎石）
- 2：普通砂利以外の砂利
- 3：火山灰
- 4：再生骨材
- 5：チップ

自 己

- 7：普通砂利以外の砂利
- 8：火山灰

9 : チップ

作②⑨ 敷 厚

砂利等の平均敷厚をセンチメートル単位で記入する。

作③⑩ 敷 幅

砂利等の平均敷幅を 10 センチメートル単位で記入する。

作③⑪ 延 長

延長をメートル単位で記入する。

作工物（管渠工）

内径の異なるごとに別欄に記入する（4種類まで記入可能）。

作③⑫ 種 類

種類は次に示すコードにより記入する。

1 : コンクリート管

2 : コルゲートパイプ

5 : 硬質塩化ビニール管

6 : プラヒューム管

作③⑬ 内 径

内径をセンチメートル単位で記入する。

作③⑭ 延 長

管渠工の延長についてメートル単位で記入する。

作工物（路面排水溝）

作③⑮ 箇 所

路面排水溝を設置した箇所数を記入する。

作③⑯ 延 長

路面排水溝の延長をメートル単位で記入する。

作工物（ふとん籠工）

作③⑰ 箇 所

ふとん籠を設置した箇所数を記入する。

作③⑱ 延 長

ふとん籠の延長をメートル単位で記入する。

作工物（丸太柵工）

作③⑲ 箇 所

丸太柵工を設置した箇所数を記入する。

作④⑰ 延 長

丸太柵工の延長をメートル単位で記入する。

作工物（U字溝）

作④⑱ 箇 所

U字溝を設置した箇所数を記入する。

作④② 延 長

U字溝の延長をメートル単位で記入する。

作工物（あらい越し）

作④③ 箇 所

あらい越しを設置した箇所数を記入する。

作④④ 延 長

あらい越しの延長（河床路幅）をメートル単位で記入する。

なお、2箇所以上の場合は合計を記入する。

待避所

作④⑤ 箇所数

待避所の設置数を記入する。